

消 防 計 画

(目的)

第 1 条 この計画は消防法第 8 条第 1 項に基づき、における
防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害の予防及び
人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、に勤務し、出入りするすべての者に適用
する。

(防火管理者の権限と業務)

第 3 条 防火管理者は、とし、この計画についての一切の権限
を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等
の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周
知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出
- (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(火元責任者の指定)

第 4 条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者
を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
		<ul style="list-style-type: none"> ・吸いがら及び火気使用設備器具の管理 ・電気設備器具の安全確認 ・消火器等の管理 ・避難通路の確保 ・地震時の出火防止 ・その他火災予防上必要な事項

(火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 灰皿、吸がらの後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設け、又は物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。
- (5) 消防設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (7) 喫煙は、指定した場所で行う。

(法定・自主点検検査)

第6条 建物等の自主検査及び消防用設備等の法定点検・自主検査は、別に定める点検検査表に基づき、次により実施する。

(1) 建物及び消防用設備等の自主検査

検査対象	検査実施日(年 回)	検査員
建物		
火気使用設備器具		
消火設備		
警報設備		
避難設備		

(2) 消防用設備等の法定点検

点検対象	点検実施日		点検員
	機器点検	総合点検	
消火器			氏名 又は と点検保守契約を 結び、点検、整備を 実施する。
誘導灯			
自動火災報知設備			
消防機関へ通報する 火災報知設備			
屋内(外)消火栓設備			
スプリンクラー設備			
避難器具			

(結果の記録及び報告)

第7条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防用設備等の点検結果については、 年に1回、 消防長又は消防署長に報告する。また、不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

(自衛消防組織と任務分担)

第8条 〃の自衛消防組織として、
を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

(防災教育及び訓練)

第 11 条 防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

区 分		実 施 月 日		備 考
基礎訓練 部分訓練	消火訓練	月 日	月 日	
	通報訓練	月 日	月 日	
	避難訓練	月 日	月 日	
総合訓練及び防災教育	月 日	月 日		
震 災 訓 練		上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。		

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」により消防署へ通知するものとする。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。